生活幹線道路 A 路線の拡幅整備を進めています。

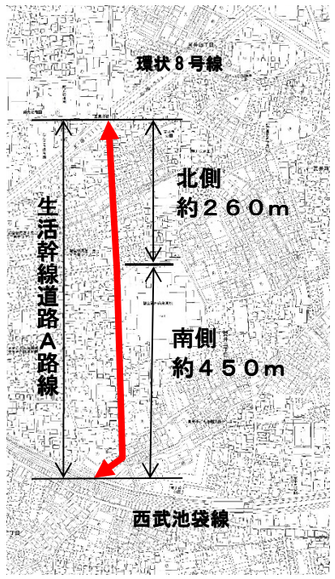
区では、生活幹線道路 A 路線の整備に向けた取組みを進めています。

今年度より、生活幹線道路A路線の南側 450m区間についても事業を開始しました。

用地を取得した箇所については、下の写真のように歩行者が通行できるように整備を行っています。







公園や広場として整備する用地を探しています。

防災性の向上を目的とした公園・広場づくりのため、用地情報を引き続き募集しています。

具体的には以下のような用地を探しています

・約 1,000 ㎡以上の公園用地





公園を整備すると・・・

公園の役割

〇火災による延焼被害を防止することができます。
〇震災時の「避難場所」や「活動拠点」となります。
〇イベント等も開催できるコミュニティ拠点となります。

（整備前）

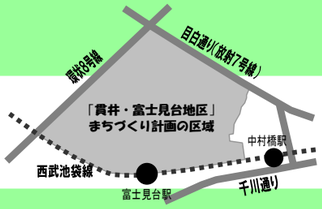


（整備後）



～貫井・富士見台地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています～
（検索ワード:「貫井・富士見台地区」）
サイトアドレス ： http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/nukui-hujimidai.html

<お問い合わせ先>　練馬区　都市整備部　東部地域まちづくり課　貫井・富士見台地区担当
〒176-8501　練馬区豊玉北六丁目 12 番1号　電話:03－5984－1429(直通)



貫井・富士見台地区 まちづくり通信

平成29年3月発行

第14号

【発行】練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課

貫井・富士見台地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

今号の内容

〇１、２面　：税務相談および住まいの相談会を開催します。
〇３面　：税務相談会および住まいの相談会　申込用紙
〇４面　：生活幹線道路 A 路線の拡幅整備を進めています。
　公園や広場として整備する用地を探しています。

税務相談会および住まいの相談会を開催します。

貫井・富士見台地区では、「災害に強く、安全・安心で住みよいまちづくりの実現」および「富士見台駅周辺の生活拠点にふさわしいまちづくりの実現」に向けて道路整備や建物の不燃化を促進しております。

このたび、本地区において、相続や建替等にお悩みの方のために、税務相談会および住まいの相談会を開催することにいたします。お気軽にお申込みください。

日時：　平成29年3月11日(土)　10時～16時(最終受付 15 時)

定員最大10名
(税務相談会、住まいの相談会それぞれ５名)
※なるべく事前のお申し込みをお願いします。

場所：　貫井福祉園　２階活動交流室

料金：　無料



参加方法：自由参加ですが、予約いただいた方からのご案内となりますので、ぜひ事前に時間予約をお願いします。
※電話、FAX、E メールいずれも可能です。
※FAX の場合は、3面の申込用紙をご利用ください。また、用紙の向きにご注意ください。

事前申込期間：3月8日(水)まで
※相談時間については後日、電話等によりご連絡いたします。

税務相談会のご案内

土地、建物の売買、建築等に関する税のお悩みについて、アドバイスいたします！



税理士：林原弘明氏（林原会計事務所）

平成 24 年　：税理士登録
平成 25 年　：林原会計事務所　入所
平成 27 年～：西五反田の都市計画道路の整備事業において、生活再建プランナーとして住居の移転や再建等に関する相談を担当している。

例えばこんなお悩みに・・・



いずれは土地や家屋を子ども達に相続させたいと思っているのですが、相続の際の節税対策にはどんな方法があるのでしょうか？

被相続人が亡くなる前にその財産を分ける「生前贈与」や土地の評価額を下げる「小規模宅地の特例」制度の活用等が考えられます。
相談に来ていただいた方には、簡単な税金シミュレーションや、それぞれの状況に応じた節税方法、そのメリット・デメリット等をご提示します。





生活幹線道路事業に協力した場合、税金の優遇等はないのでしょうか。

公共事業の施行に伴い土地等を譲り渡した場合、「代替資産の買換え特例」や「５，０００万円控除の特例」により税制優遇を受けることができます。**具体的には相談会にてそれぞれのメリット、デメリットも含めご説明し、簡単なシミュレーションも行います。**



※相談時間はおおよそ 30 分～1 時間程度が目安となります。
※税金に関するご相談の場合は、なるべく確定申告書および不動産に関する資料（土地・建物の取得時の資料など）をご持参ください

住まいの相談会のご案内

住まいに関する以下のようなお悩みに、専門家（建築士：ランドブレイン株式会社　紙田和代、川島弘明）がアドバイスいたします。

- 賃貸アパートを所有しているが、建替えは、どう進めていったらよいか。
- 建替えした場合に、どの程度の広さに建替えられるかどうか知りたい。
- 敷地や現在の建物について、建築基準法上の問題はないか、建替えが可能か知りたい。

※相談時間はおおよそ 30 分～1 時間程度が目安となります。
※建築に関するご相談の場合は、なるべく土地・建物図面をご持参ください。

切り取り線

※FAX 送付の向きにお気を付けください

貫井・富士見台地区

税務相談会および住まいの相談会 申込用紙

Fax：03-5984-1226
Mail：TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp

練馬区都市整備部東部地域まちづくり課
貫井・富士見台地区担当　行
※その他、電話やＥメールでも受付しています。

３月１１日（土）の税務相談会または住まいの相談会に参加を希望します。

希望される時間および相談会に、○をつけてください。	第一希望	第二希望
・１０時００分～	税務相談会 / 住まいの相談会	税務相談会 / 住まいの相談会
・１１時００分～	税務相談会 / 住まいの相談会	税務相談会 / 住まいの相談会
・１３時００分～	税務相談会 / 住まいの相談会	税務相談会 / 住まいの相談会
・１４時００分～	税務相談会 / 住まいの相談会	税務相談会 / 住まいの相談会
・１５時００分～	税務相談会 / 住まいの相談会	税務相談会 / 住まいの相談会

ふりがな 氏　名	ご　住　所	ご連絡先 (電話番号・メールアドレス等)

★相談時間帯については、後日、電話（又はＥメール）にてご連絡いたします。
★応募が多数の場合、時間帯を調整させていただき場合がありますので、予めご了承ください。